
企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発

I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 50 回企業会計基準諮問会議（2024 年 3 月 11 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、日本基準の開発について報告する。

II. 日本基準の開発**日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み****（リース会計）**

2. 2023 年 5 月 2 日に企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等を公表している。当該公開草案では、すべての借手のリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発を行っており、基本的な方針として IFRS 第 16 号「リース」の単一の会計処理モデルを基礎として会計処理を行うことを提案している。2023 年 8 月 4 日に公開草案のコメントを締め切っており、45 件のコメントが寄せられた。第 509 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 7 日開催）以降、公開草案に寄せられたコメントへの対応について検討している。

（金融商品会計（金融資産の減損））

3. 前回の企業会計基準諮問会議では、それまでの審議の状況を踏まえ、ステップ 4¹の審議の進め方に関して審議し、次の論点に関して、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者²への意見聴取を行ったことをご報告した。

¹ 以下の 6 つのステップに分けた基準開発（公開草案の公表まで）を行っている。

ステップ 1：ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択
ステップ 2：金融機関の貸付金に適用される会計基準（国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準）の開発

ステップ 3：ステップ 2 を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討

ステップ 4：ステップ 2 を採用しない金融機関に適用される会計基準（IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準）の開発

ステップ 5：一般事業会社に関する検討

ステップ 6：公開草案の公表

² 第 208 回金融商品専門委員会及び第 221 回金融商品専門委員会では、一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の代表者にご意見を伺った。

- (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
 - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
 - (3) 実効金利法に関連する論点（金融商品の測定に関する論点を含む。）
4. 前回の企業会計基準諮問会議以降、ステップ4に関して、前項の論点及び企業会計基準委員会等で意見が聞かれた「満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券」について審議を行った。また、第221回金融商品専門委員会（2024年6月25日開催）においてステップ4を採用することが見込まれる金融機関等の代表者²への意見聴取を行い、第529回企業会計基準委員会（2024年7月16日開催）において意見聴取の概要をご報告した。
5. さらに、同時並行的に一般事業会社に関する検討（ステップ5）に関する審議を開始し、第528回企業会計基準委員会（2024年6月20日開催）及び第220回金融商品専門委員会（2024年6月12日開催）においてステップ5の検討の方向性について審議を行った。

その他の主な会計基準の開発

（金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い）

6. 2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表している。当該論点整理については2022年6月8日に締め切っており、16件のコメントが寄せられた。
7. 第47回企業会計基準諮問会議（2023年3月1日開催）以後は、審議を行っていない。

（グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応）

8. 2023年11月17日に公表した実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」及び補足文書（案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する適用初年度の見積りについて（案）」及び2024年1月24日に公表した実務対応報告公開草案第68号（実務対応報告第44号の改正案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」に対して寄せられたコメントについて検討を行い、2024年3月22日に、実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」及び補足文書「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する適用初年度の見積りについて」並びに改正実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」を公表した。

(四半期報告書制度の見直しへの対応)

9. 2023 年 12 月 15 日に公表した企業会計基準公開草案第 80 号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等に対して寄せられたコメントについて検討を行い、2024 年 3 月 22 日に、企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」等（以下「中間会計基準等」という。）を公表した。
10. 中間会計基準等の公表に関連して、2024 年 3 月 22 日に日本公認会計士協会から会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の公開草案が公表され、特段のコメントは寄せられなかったため、第 525 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 9 日開催）で検討し、日本公認会計士協会から資本連結実務指針の改正が公表されている。
11. 第 526 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 22 日開催）では、今後、次の項目を検討することを決定した。
 - (1) 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発の要否
 - (2) 中間会計基準等に関連する他基準修正への対応
 - ① 中間会計基準等に関連する他の会計基準等のうち用語の置き換え
 - ② 中間会計期間の取扱いについて現行の会計基準等で取扱いが明らかでない項目の取扱い
12. 前項(2)②について、第 528 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 20 日開催）より審議を行っている。

(パーシャルスピノフの会計処理)

13. 2023 年 10 月 6 日に公表した企業会計基準適用指針公開草案第 80 号（企業会計基準適用指針第 2 号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等に寄せられたコメントについて検討を行い、2024 年 3 月 22 日に、改正企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」等を公表した。

(上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い)

14. 第 516 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 13 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、企業が投資する組合等への出資に関して、VC ファンドに

相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲の会計上の取扱いについて検討を行うことを決定し、第 517 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 27 日開催）より審議を行っている。

その他

（日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管）

15. 企業会計基準委員会と日本公認会計士協会の協議により、日本公認会計士協会が公表した実務指針等を企業会計基準委員会に移管するプロジェクト（以下「移管プロジェクト」という。）を進めている。
16. 会計に関する指針のみを扱う実務指針等の移管については、第 528 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 20 日開催）において、2024 年 4 月 3 日に移管指針公開草案「移管指針の適用（案）」等（コメント期限：2024 年 6 月 3 日）に寄せられたコメントについて検討を行い、2024 年 7 月 1 日に移管指針「移管指針の適用」等を公表した。
17. 会計に関する指針のみを扱う実務指針以外等の実務指針等のうち優先順位が高いと考えられる継続企業及び後発事象については、実務指針等の移管に係る実行可能性についての調査研究を行い、2024 年 6 月 21 日に「継続企業及び後発事象に関する調査研究」を公表した。

以 上